



家庭内の不用品回収サービスの トラブルに注意

Q. 引っ越しをすることになり、不用品を処分しようと思います。インターネットで事業者を探すと、「定額のパック料金で安く回収する」といった広告がたくさんあります。不用品を回収してもらう時には、どんなことに注意すればいいですか。

A. 一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬は、「廃棄物処理法」に基づき、市区町村から一般廃棄物処理業者の許可または委託を受けた事業者しか行うことができません。「インターネットで探した業者の広告を見て頼んだら、広告表示とはかけ離れた高額な料金を請求された」「事前の説明にはない追加料

金を請求され、断ると高額な違約金を求められた」といったトラブルが増えています。インターネットで広告を出している事業者が、一般廃棄物処理業の許可業者とは限りません。

不用品の回収を自治体以外に依頼する場合は、市の窓口への問い合わせや市圃から許可業者を探し、複数社から見積もりを取り、作業内容や料金を確認めましょう。また、追加料金がかからないか、キャンセル料はどのくらいかかるか確認しましょう。テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機やパソコンのほか、市で回収出来ないものもあります。詳細は市ごみ対策課(☎042・473・2117)にお問い合わせください。

《消費者相談》まずは電話で相談を

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188